

軽自動車などの廃車・変更手続きはお早めに

問 税務課管理係 ☎ 95-9876

軽自動車や自動二輪車、原付バイク、小型特殊自動車を廃車、名義変更したときは、速やかに手続きをしてください。現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。手続きをしないと、4月1日現在の所有者に1年分の軽自動車税（種別割）が課税されます。**4月2日以降に廃車や名義変更をしても、税金の還付はありません。**

該当する人は
忘れずに
手続きを
してください

- ・軽自動車などを現在所有しておらず、廃車の手続きをしていない人
- ・ほかの人に軽自動車などを譲渡したが、名義変更をしていない人
- ・転入、転出したが、軽自動車などの住所変更をしていない人
- ・軽自動車などの所有者が死亡したが、廃車や名義変更の手続きをしていない人

車種	ナンバー	届出先	必要なもの
原付バイク (125cc以下)、 小型特殊自動車	碧南市	市役所税務課管理係	廃車・市外の人へ譲渡の場合…ナンバープレート 市内の人へ譲渡の場合…譲渡証明
軽自動車 (三輪・四輪)	三河	軽自動車検査協会・愛知主管 事務所三河支所（豊田市） ☎ 050-3816-1772	廃車や住所・名義変更などの手続きに必要な書類などは、届出先や届出内容によって異なります。詳しくは各届出先に問い合わせください。軽自動車は軽自動車検査協会ホームページ、自動二輪車は自動車検査登録総合ポータルサイトからも確認できます。
自動二輪車 (125ccを超える)		愛知運輸支局西三河自動車検査 登録事務所（豊田市） ☎ 050-5540-2047	

▼軽自動車の車検時に、納税証明書の提示が不要になりました

軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）により提示がなくても、軽自動車検査協会にて納付の確認ができるようになりました。ただし、納付後1か月以内に車検を受ける場合や、年度途中に購入した場合などは納税証明書が必要となることがあります。

トラクターやフォークリフトに ナンバープレートは付いていますか？

問 税務課管理係 ☎ 95-9876

乗用装置のあるトラクターやフォークリフトは小型特殊自動車に該当し、軽自動車税（種別割）の課税対象です。ナンバープレートは、公道を走行しなくても、取り付けなければなりません。該当する車両を取得した場合や、現在未申告でナンバープレートが付いていない車両を保有している場合は、税務課で申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

▼軽自動車税の申告（ナンバープレート交付）方法

	持参するもの	届出先
販売店などから 購入した場合	・販売証明（販売店から受け取る） ・手続きに来る人の本人確認書類（運転免許証など）	市役所税務課管理係 ※所有者以外でも 手続きできます。
譲り受けた車両を 所有している場合	・譲渡証明（前所有者から受け取る） ・廃車証明（前所有者が廃車した際に交付） ・手続きに来る人の本人確認書類（運転免許証など）	

▼注意事項

- ・ナンバープレートの交付や廃止に手数料はかかりません。
- ・ナンバープレートは市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付しているものです。公道を走行する場合は保安基準に適合している必要があります。
- ・小型特殊自動車に該当しない場合、大型特殊自動車に該当する場合があり、その車両を事業に使用している場合は固定資産税（償却資産）の申告対象です。